

摂津市立別府コミュニティセンターの3階ホールにおける新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和3年10月25日

摂津市立別府コミュニティセンター

摂津市立別府コミュニティセンターの3階ホールにおける
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和3年10月25日

1. 目的

このガイドラインは、公益財団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和2年9月18日）」及び大阪府「感染拡大予防にかかる標準的対策【劇場等（劇場・映画館・演芸場）、貸会議室】（令和2年5月）」並びに大阪府からのイベント開催について主催者への要請（令和3年10月22日）に基づき、摂津市立別府コミュニティセンターの3階ホール（以下「3階ホール」という。）を使用するにあたっての、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策をまとめ、摂津市における対策を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の感染の動向や国及び大阪府の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

3階ホールの使用にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、3階ホールを使用して開催する講演会及び発表会等のイベント（以下「イベント」という。）の規模や内容等を十分に踏まえ、主催者と相互に協力・連携しつつ、最大限の対策を講じる必要があります。

3. 使用者が講じる対策

（1）公演等開催日までの事前対策

飛沫感染、接触感染を防ぐための徹底した対策を行うことができるよう検討し、公演等の開催日もこれらの対策を徹底して下さい。

特に高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合の重症化リスクが高いことから、それらの方が来場すると見込まれる場合には、より慎重な対応を検討し、徹底して下さい。

①対策の検討と徹底

公演等の主催者において、公演等開催日の事前に以下の点を十分に検討し、公演等開催日の当日においてもそれらの対策を徹底して下さい。

- 摂津市の感染の収束状況、公演等の内容、上演時間、想定される観客層等を考慮し、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演等（別表1「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としたうえで、想定されるもの例」）については、必要となる感染防止対策を講じたうえで、収容定員までの観客（収容率100%以内、最前列等の収容については以下の項目で記載）とすることが可能です。
ただし、全国的な移動を伴う大規模な公演等については、実施の可否や開催方法等について、その影響と補償等も含めて、施設管理者及び摂津市と十分に協議し、判断する必要があります。
- 上記以外の公演等については、マスクの着用と発声の抑制の周知及び使用者による個別注意など必要となる感染防止策を講じたうえで、収容率を50%以内として下さい（必ず隣の席との間を1席空けて着席して下さい。）。
- 出演者の控室または練習場所として使用する場合における控室・会議室・研修室・その他施設（以下「会議室等」という。）の収容率については、会議室等の使用に関する収容人員の規定を守って下さい。
- 客席の最前列は、舞台上の出演者がマスクを着用している場合は、出演者の立ち位置から客席の最前列までを2m以上、舞台上の出演者がマスクを着用しない場合は、出演者の立ち位置から客席の最前列までを5m以上空けて着席して下さい。
- 舞台上の出演者同士の間隔について、発声を伴わない場合は1～2m、発声を伴って対面する場合は5m以上（ただし、舞台上の出演者がマスクを着用する場合は2m以上）距離を取って下さい。
また、出演者が舞台袖で待機する際にも同様に距離を取って下さい。
- 来場者には、施設に入館する際にマスクの着用を徹底して下さい。
- 入退場及び休憩の時間を十分取るようにタイムスケジュールを

<p>設定し、入退場時及びトイレ使用時の密集及び密接を回避して下さい。</p> <p>また、開場時間前の入場待機者についても密集及び密接を回避するよう誘導整理を行って下さい。</p>
<p>□座席は原則として指定席とし、密集及び密接を避けて速やかに入場できるようにして下さい。指定席にできない場合は、舞台側から客席の写真を撮って名簿と一緒に保管する等、来場者の状況を把握して下さい。</p>
<p>□会議室等での大きな声出しや激しい動きを伴う練習での利用には、特に注意をして下さい。</p>
<p>□終演時には、客席の列またはブロックごとに退場を順次案内し、密集及び密接を回避するよう誘導整理を行って下さい。</p>

②来場者の特定、連絡先の把握

<p>□来場者（一時退館後の再入場者を含む。）、出演者、スタッフ等の氏名及び連絡先を取得し、名簿を作成して、全ての入場者（実際に当日に来場した方）を把握して下さい。</p> <p>名簿は、主催者が漏洩防止策を講じて2週間以上保管し、その後確実な方法で破棄して下さい。</p>
<p>□感染経路の確認のため、必要が生じた場合に限り、保健所等の公的機関に情報を提供することを事前に周知して下さい。</p>
<p>□主催者が大阪コロナ追跡システムのイベント登録を行い、来場者に利用を促すようにして下さい。</p>

③入場制限等に関する事前告知

<p>□来場者には、検温の実施（検温は自宅を出る前及び入館時の2回実施することが望ましい。）及び体調を確認し、以下の場合は入館をお断りすると共に事前に周知して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5度以上の発熱がある場合 ・ 咳やのどの痛みなどの症状がみられる場合や体調不良の方がいる場合 ・ P C R 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合 ・ 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
--

(2) 当日の対策

事前に検討した感染対策その他、次のような具体的対策を徹底すると共に、来場者及び関係者に周知を徹底して下さい。

また、感染が疑われる人が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、指示に従って下さい。

① 来場者への対策

- 開場、休憩時及び終演後等、定期的に扉、窓を開放し、換気を行って下さい。
- マスクの着用、咳エチケットを周知徹底して下さい。
- こまめな手洗い、手指の消毒を周知徹底して下さい。
- 来場者の入替えがある場合には、休憩時間等に主催者が必ず客席の消毒を行って下さい。
- 机・イス等の共用物品は最小限に使用し、定期的に消毒を行って下さい。
- 場内での会話は控えるよう周知して下さい。
- 入待ち、出待ち、プレゼント、差入れ等は控えるよう呼び掛けて下さい。
- パンフレット、チラシ、アンケート等は手渡しによる配布は避け下さい。
- その他、主催者が係員を配置して適切な誘導、案内に努め、特に入退場時の密集及び密接緩和を徹底して下さい。
- 来場者が一時退館後、再入場する場合も、名簿で確認する等、入退場者の把握を適切に行って下さい。

② 出演者、スタッフの対策

- スタッフの人数は、催し物の運営に必要かつ適切な人数として下さい（スタッフの配置場所や人数については、打合せ時に3階ホールの参考例を提示します。）。
- 出演者、スタッフは自宅を出る前に各自検温を行うこととし、発熱、咳、のどの痛み等の症状があり、体調不良の方は自宅待機とするようにして下さい。
また、来館後において同様の症状が出た場合には、直ぐに退館するようにして下さい。
- 主催者は、出演者及びスタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握し

て下さい。
□舞台の表現上困難な場合を除き、原則として出演者にもマスクの着用を求めると共に、出演者間でも十分な間隔を取るようにして下さい。
□スタッフもマスクを着用して業務を行って下さい。
□会議室等では使い捨ての紙コップ等を使用するようにして下さい。
□機材や備品等の取扱い者を選定し、不特定の出演者、スタッフが共用しないようにして下さい。
□定期的に会議室等の扉を開放し、換気を行うと共に室内の机や内側のドアノブ等の消毒を行って下さい。 また、開演前・終演時、休憩時には舞台袖の出演者の待機場所についても主催者が消毒を行って下さい。
□会議室等で出演者及びスタッフが使用するアルコール消毒液については、主催者が用意して下さい。
□その他、練習、リハーサル、準備及び撤去等においても同様に十分な対策を講じて下さい。

③感染が疑われる人が発生した場合の対応

□感染が疑われる人が発生した場合、主催者が速やかに別室（他の出演者、スタッフが入らないようにした部屋）へ隔離を行って下さい。
□対応するスタッフはマスクや手袋の着用を徹底して下さい。
□速やかに施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けて下さい。

④事後の対策

□使用した共用物品等はできる限り消毒して下さい。
□ごみは、全て主催者が持ち帰って下さい。
□来場者、出演者、スタッフ等の氏名及び連絡先を取得し、作成した名簿は、主催者が漏洩防止策を講じて2週間以上保管し、その後確実な方法で破棄して下さい。
□感染が疑われる人が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行って下さい。

4. 施設管理者が講じる対策

(1) 消毒の実施及び消毒液の設置

施設や備品の使用開始前、使用終了後の消毒を行います。また、3階ホールの使用中においても入口扉やトイレ等の共用部については、こまめな消毒を行います。その他、別府コミュニティセンターの1階出入口及び1階受付窓口に手指消毒用の消毒液を設置します。

①施設、常設設備の消毒

消毒箇所	実施回数
ドアノブ、手摺、点字案内、ソファー、トイレ（ドアノブ、水栓等）	使用の前後及び使用中の半日に1回程度
客席、机、イス、内線電話	使用の前後
給湯室（蛇口、コンロ等）、ピアノ	

②アルコール消毒液の設置

設置場所	数量
1階 施設入口	正面入口1個、東側入口1個、合計2個
1階 受付窓口	1個

③貸出備品の消毒

マイクは使用の都度、プロジェクター等の貸出備品は、貸出時にアルコール消毒を実施します。

(2) 適切な換気の実施

開演前、休憩時、終演後において扉を開けて換気を行います。

(3) 窓口の対応

施設の使用又は取消等の受付については、1階受付窓口での対応とします。また、窓口にはビニールシートを設置し、マスクの着用、キャッシュトレイの活用等、接触防止の対策を行います。

(4) 主催者との打ち合わせ

スタッフの配置場所・人数や舞台と客席の適正な間隔・配席を例示し、打合せを実施します。

(5) サイン、ポスターによる周知

感染防止対策についてのお願い、取組みを各所に掲示します。

(6) 大阪コロナ追跡システムの登録

施設として大阪コロナ追跡システムの登録を行い、来場者に利用を促します。

(7) 館内での飲食について

館内での飲食は許可していますが、会食はできるだけ控えること。実施する場合は、横並びの配席とすることや会話を控える、大皿を避けるなどの対策をとる。全てのごみは主催者が持ち帰って処分して下さい。

また、ロビー、共用部分については、水分補給を目的とする場合に限り飲み物を許可します。

附 則

このガイドラインは、令和2年11月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年1月14日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年3月22日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年7月12日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年8月2日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年9月13日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月25日から施行する。

【相談窓口】

◆摂津市 保健福祉部 保健福祉課

電話番号：06-6383-1386

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 15 分

◆新型コロナ受診相談センター

新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合

電話番号：06-7166-9911

受付時間：24 時間対応、土日祝休日も相談可

◆大阪府 府民向け相談窓口（大阪府ホームページ）

電話番号：06-6944-8197

受付時間：9 時 00 分～18 時 00 分（土曜・日曜・祝日も対応）

※事業所に関する支援策

◆厚生労働省 電話相談窓口（厚生労働省ホームページ）

電話番号：0120-565653

受付時間：9 時 00 分～21 時 00 分

◆外国語対応相談窓口

大阪府国際交流財団（OFIX）「大阪府外国人情報コーナー」

電話番号：06-6941-2297

対応時間：月曜日・金曜日（祝日除く） 9 時 00 分から 20 時 00 分まで

火曜日・水曜日・木曜日（祝日除く） 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

第 2 日曜日・第 4 日曜日 13 時 00 分から 17 時 00 分まで

対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、

フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語

◆新型コロナウイルス多言語相談センター

(URL) <http://www.facebook.com/tagengosoudan/>